

社協が実施する自立相談支援機関の状況に関する緊急調査

○本調査は、コロナ禍において社協が実施する自立相談支援機関の現状と課題を緊急に明らかにするものです。調査結果をもとに、国に対し体制強化等必要な要望等を行ってまいりたいと思いますので、趣旨ご理解の上、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

○問い合わせ先

全国社会福祉協議会 地域福祉部 担当 高橋、水谷

TEL03-3581-4655 e-mail: z-chiiki@shakyo.or.jp

このアンケートに 23 の質問があります。

基本的事項

社協名 *

ここに回答を記入してください：

連絡先氏名

ここに回答を記入してください：

連絡先電話番号（ハイフンなし）

ここに回答を記入してください：

自立相談支援事業の実施状況

(1) 令和元年度の実績についてお伺いします。

(2) 令和2年度(4~9月)の状況についてお伺いします。

①4月1日現在の自立相談支援機関の職員数(正規、非正規)を下記にご入力ください。

※非正規職員には派遣職員を含めてください

・「非正規職員(常勤)」とは正規以外のフルタイムで、週の所定労働時間が正規職員の3/4以上である職員を指します。期間を限定した嘱託採用の職員はこれに含まれません。

・「非正規職員(非常勤)」とは、非正規常勤の条件を満たさない職員を指します。いわゆる臨時職員やパートはこれに含まれます。

②10月1日時点での自立相談支援機関の職員数(正規、非正規)について下記にご入力ください。

※非正規職員には派遣職員を含めてください

(2) 令和2年4~9月の実績についてお伺いします。

上記で回答いただいた「(2)①令和2年4~9月の新規相談受付件数」のうち以下の割合はおよそどのくらいですか。

(3) 自立相談支援窓口の現在の状況

①相談員等の時間外労働が過重となっていますか

以下から**ひとつだけ**選んでください。

過重となっている

過重となっていない

②時間外労働や各手当など、必要な人件費の支払いにおいて、委託料は足りていますか

以下から**ひとつだけ**選んでください。

- 足りている
- 足りていない

③相談員等の健康状態に問題はありませんか

あてはまるものを**全て**選んでください。

- 現在、問題がある
- 過去に問題があった
- 今は問題はないが懸念がある
- 特に問題はない

④外国籍の人への対応などにおいて、翻訳機器等が必要となっていませんか

以下から**ひとつだけ**選んでください。

- 必要となっている
- 必要となっていない

⑤4~9月の間に、新型コロナウイルスへの感染の不安や業務過重などを理由に辞めた相談員等はいますか

以下から**ひとつだけ**選んでください。

- いる
- いない

(いる場合)

辞めた職員は何人ですか。

※非正規職員には派遣職員を含めてください

次の条件が満たされた場合にのみ回答：

回答は 'いる' 質問で '13 [a145]' (⑤4~9月の間に、新型コロナウイルスへの感染の不安や業務過重などを理由に辞めた相談員等はいますか)

⑥その他、窓口において苦慮していることがあればご記入ください

ここに回答を記入してください：

(4) 委託元自治体からの支援

①委託元自治体からの貴社協の相談窓口等の状況把握はありましたか

以下から**ひとつだけ**選んでください。

- あった
- なかった

②委託元自治体から各補助事業を活用した下記の支援がありましたか

1) 相談員等を加配すること等による自立相談支援体制の強化

以下から**ひとつだけ**選んでください。

- 強化した
- 強化していない

自立相談支援機関の体制強化については、令和2年度第2次補正予算における自立相談支援機関等の強化事業を含む、各補助事業の活用が可能となっています

(参考資料)

「令和2年度第2次補正予算における自立相談支援機関等の体制強化について」(厚生労働省事務連絡 令和2年6月1日) (<https://www.mhlw.go.jp/content/000635942.pdf>)

2) 住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用等、事務処理体制の強化

以下から**ひとつだけ**選んでください。

- 強化した
- 強化していない

自立相談支援機関の体制強化については、令和2年度第2次補正予算における自立相談支援機関等の強化事業を含む、各補助事業の活用が可能となっています

(参考資料)

「令和2年度第2次補正予算における自立相談支援機関等の体制強化について」(厚生労働省事務連絡 令和2年6月1日) (<https://www.mhlw.go.jp/content/000635942.pdf>)

3) 外国籍の人への支援を強化するための、多言語対応のための機器購入、通訳配置、各種案内・資料の外国語翻訳等の実施

以下から**ひとつだけ**選んでください。

- 実施した
- 実施していない

自立相談支援機関の体制強化については、令和2年度第2次補正予算における自立相談支援機関等の強化事業を含む、各補助事業の活用が可能となっています

(参考資料)

「令和2年度第2次補正予算における自立相談支援機関等の体制強化について」 (厚生労働省事務連絡 令和2年6月1日) (<https://www.mhlw.go.jp/content/000635942.pdf>)

4) 電話でのやりとりを進めるため電話回線の増設、携帯電話の契約

以下から**ひとつだけ**選んでください。

- 実施した
- 実施していない

自立相談支援機関の体制強化については、令和2年度第2次補正予算における自立相談支援機関等の強化事業を含む、各補助事業の活用が可能となっています

(参考資料)

「令和2年度第2次補正予算における自立相談支援機関等の体制強化について」 (厚生労働省事務連絡 令和2年6月1日) (<https://www.mhlw.go.jp/content/000635942.pdf>)

5) その他に委託元自治体から受けた支援があればご記入ください

ここに回答を記入してください：

(5) 自立相談支援の効率的な実施のため、業務の見直しや工夫を行っていただければご記入ください

ここに回答を記入してください：

「自立相談支援の効率的な実施」に当たり、厚生労働省は、都道府県、指定都市、中核市の主管部局に宛てて、下記を連絡しています。

○ 人員の加配如何によらず、自立相談支援の効率的な実施のため、これまで、以下の取扱いを示しているため、再度確認の上、必要な業務の見直しを行っていただきたい。

ア 総合支援資金の特例貸付における3ヶ月を超える貸付については、自立相談支援機関による支援を受けることが要件となっているが、

- ・ 必ずしも個別支援計画の作成までは求めていない
- ・ 相談支援は、電話・書面（郵送）・メール等により、借受人から報告を受け、助言を行うなど簡易な支援であっても差し支えない等の取扱いとしていること。

イ 緊急小口資金等の特例貸付の10月以降の申請にかかる自立相談支援機関の関与については、償還開始までに支援を行うこととしており、必ずしも貸付決定時に相談支援を行う必要はないこと。

○ 住居確保給付金の申請受付や給付の事務については、従来、自立相談支援機関において対応していたところ、住居確保給付金の申請状況を踏まえ、自立相談支援機関が相談支援業務に注力できるよう、市等の本庁に業務を移す等の工夫を行っている自治体があるので、自立相談支援機関が住居確保給付金の事務処理を行っている自治体においては、参考として、業務の見直しを検討していただきたい。

○ なお、外国籍の方への円滑な相談支援に資するよう、今後、現場で活用可能な多言語パンフレットを作成する予定であり、完成し次第、情報提供する予定である。

(参考資料)

「総合支援資金の特例貸付等を踏まえた自立相談支援機関等の体制強化について」（厚生労働省事務連絡 令和2年10月7日） (<https://www.mhlw.go.jp/content/000680631.pdf>)

(6) その他ご意見・ご要望等をご記入ください

ここに回答を記入してください：

調査は以上です。ご回答ありがとうございました。

06.11.2020 – 23:59

回答を提出してください。

アンケートはこれで終了です。ご協力ありがとうございました。